

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
寝屋川流域は、大阪府により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指している。 とりわけ増水時には、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川への雨水流入抑制を目的として下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施することがあり、内水浸水が発生する場合がある。 下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施に備え、流域住民は土のうの設置や上階への一時退避などの対応が必要になることから、本市は、寝屋川流域内で影響が大きい区域内の住民に対し、内水浸水の注意喚起を行う。 ８－５ 広域避難・一時滞在の体制整備 危機管理室は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合に備えて、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。 また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 第９節 避難施設 災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図る。 また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。 なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル２）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。 ９－１ 避難場所 避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難施設」として整備を図る。 （１）指定緊急避難場所 ア 指定 市長は基本法第４９条の４に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。 イ 指定する場所 次の事項に該当する施設を指定する。 （ア）災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。 （イ）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 （２）広域避難場所	寝屋川流域は、大阪府により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指している。 とりわけ増水時には、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川への雨水流入抑制を目的として下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施することがあり、内水浸水が発生する場合がある。 下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施に備え、流域住民は土のうの設置や上階への一時退避などの対応が必要になることから、本市は、寝屋川流域内で影響が大きい区域内の住民に対し、内水浸水の注意喚起を行う。 ８－５ 広域避難・一時滞在の体制整備 危機管理室は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合に備えて、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。 また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 第９節 避難施設 災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図る。 また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。 なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル２）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。 ９－１ 避難場所 避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難施設」として整備を図る。 （１）指定緊急避難場所 ア 指定 市長は基本法第４９条の４に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。 イ 指定する場所 次の事項に該当する施設を指定する。 （ア）災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。 （イ）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。 （２）広域避難場所

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。 ア 広域避難場所の要件 （ア）原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。 （イ）受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。 （ウ）概ね周辺2～4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えないものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係する所属はその避難生活に対応するための機能の充実に努める。 イ 広域避難場所の整備方針 （ア）空間の整備、拡充 危機管理室は、広域避難場所まで道路距離で2km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。 （イ）防災機能の充実 ①飲料用耐震性貯水槽の設置 平成7年度より城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽（貯水量：400m³/箇所）を設置しており、公園管理者は、維持管理に努める。 ②マンホールトイレの設置 下水道管理者は、広域避難場所において、マンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）の整備を推進する。 （3）一時避難場所 区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保する。 ア 一時避難場所の要件 広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。 （4）津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル） 区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保する。 津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえた17区（西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）に加え、津波浸水想定はないものの河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の5区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するため施設として確保を進める。 ア 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件 （ア）建物の構造 原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。 （イ）耐震性 新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。 （ウ）避難場所・時間 ・原則として各浸水想定 の浸水深よりも高い位置の階とする。 ・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定を可能とする。 ・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。 イ 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順 （ア）市及び外郭団体の施設 危機管理室と施設を所管する局が調整の上、確保を進める。 （イ）民間施設	危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。 ア 広域避難場所の要件 （ア）原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。 （イ）受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として1人あたり2㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、1人あたり1㎡以上として計画する。 （ウ）概ね周辺2～4km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70%未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えないものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係する所属はその避難生活に対応するための機能の充実に努める。 イ 広域避難場所の整備方針 （ア）空間の整備、拡充 危機管理室は、広域避難場所まで道路距離で2km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。 （イ）防災機能の充実 ①飲料用耐震性貯水槽の設置 平成7年度より城北公園を始め9公園に飲料用耐震性貯水槽（貯水量：400m³/箇所）を設置しており、公園管理者は、維持管理に努める。 ②マンホールトイレの設置 下水道管理者は、広域避難場所において、マンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）の整備を推進する。 （3）一時避難場所 区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保する。 ア 一時避難場所の要件 広場、公園、空地等で、原則として1㎡につき1人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。 （4）津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル） 区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保する。 津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえた17区（西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区）に加え、津波浸水想定はないものの河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の5区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するため施設として確保を進める。 ア 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件 （ア）建物の構造 原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。 （イ）耐震性 新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。 （ウ）避難場所・時間 ・原則として各浸水想定 の浸水深よりも高い位置の階とする。 ・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定を可能とする。 ・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。 イ 津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順 （ア）市及び外郭団体の施設 危機管理室と施設を所管する局が調整の上、確保を進める。 （イ）民間施設

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。 （ウ）複数の区にまたがる施設 チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。 （エ）大型の津波避難施設 各区は、観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に大型の津波避難施設を確保するよう努める。 （オ）鉄道施設、道路施設等の活用 各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。 （カ）新設建築物 危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。 ウ 津波避難施設（津波避難ビル等）の周知 区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。 エ 津波災害警戒区域に指定された場合の対応 今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。	区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。 （ウ）複数の区にまたがる施設 チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。 （エ）大型の津波避難施設 各区は、観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に大型の津波避難施設を確保するよう努める。 （オ）鉄道施設、道路施設等の活用 各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。 （カ）新設建築物 危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。 ウ 津波避難施設（津波避難ビル等）の周知 区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。 エ 津波災害警戒区域に指定された場合の対応 今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
9－2 避難所	9－2 避難所
避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。 整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 さらに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。 整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。 さらに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
（１）避難所の指定 ア 指定 市長は基本法第４９条の７に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。 イ 指定する施設 次の事項に該当する施設を指定するよう努める。 （ア）避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設 （イ）地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設 なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。 また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。 （２）災害時避難所 区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。 災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。	（１）避難所の指定 ア 指定 市長は基本法第４９条の７に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。 イ 指定する施設 次の事項に該当する施設を指定するよう努める。 （ア）避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設 （イ）地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設 なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。 また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。 （２）災害時避難所 区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。 災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）		資料５
旧（令和４年４月）		新（修正素案）
ア　災害時避難所の要件 （ア）地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として２㎡につき１人を基準として５０人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が５０人未満の施設も可能とする。 （イ）学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積１.６㎡につき１人として受入可能人数を算出するものとする。 ・普通教室　　有効率　７０％ ・廊下　　　　有効率　５０％ ・屋内運動場　有効率　８０％ （ウ）感染症蔓延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。 （エ）確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。 イ　災害時避難所の整備方針 （ア）安全性の確保 教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める小中学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。 （イ）防災機能の充実 教育委員会事務局は、小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。 また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。 （ウ）環境整備 危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図る。 ウ　地域における民間施設の災害時避難所の確保 区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。 また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の提供に協力するよう努める。 エ　福祉避難室 区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。 （３）福祉避難所・緊急入所施設 区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての調整・協力を要請する。 危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は指定した社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。 区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。 ９－３　避難場所・避難所の管理 （１）区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。 （２）区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。 ９－４　避難所の開設・運営 （１）避難所の開設・運営		ア　災害時避難所の要件 （ア）地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として２㎡につき１人を基準として５０人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が５０人未満の施設も可能とする。 （イ）学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積１.６㎡につき１人として受入可能人数を算出するものとする。 ・普通教室　　有効率　７０％ ・廊下　　　　有効率　５０％ ・屋内運動場　有効率　８０％ （ウ）感染症蔓延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。 （エ）確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。 イ　災害時避難所の整備方針 （ア）安全性の確保 教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める小中学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。 （イ）防災機能の充実 教育委員会事務局は、小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。 また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。 （ウ）環境整備 危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図る。 ウ　地域における民間施設の災害時避難所の確保 区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。 また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の提供に協力するよう努める。 エ　福祉避難室 区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。 （３）福祉避難所・緊急入所施設 区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての調整・協力を要請する。 危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は指定した社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。 区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。 ９－３　避難場所・避難所の管理 （１）区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。 （２）区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。 ９－４　避難所の開設・運営 （１）避難所の開設・運営

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
ア 区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたるため、あらかじめ職員の中から避難所主任及び係員を任命する。 イ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。 （２）避難所開設・運営にあたっての留意事項 避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。 ア 要配慮者への配慮 イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 ウ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 カ 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。 キ 感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。 ク 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 ケ 避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 （３）区内で避難者の受入が困難な場合に備えた対応 ア 他の区への避難の調整 災害想定により、区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない状況が想定される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づき他区の災害時避難所への避難について当該区の区長とあらかじめ調整しておく。 イ 他の区からの避難受け入れの調整 災害時に他区からの避難者の受入要請される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づきあらかじめ受入可能な災害時避難所について、当該区長と調整する。 ９－５ 避難路の整備 避難路は、広域避難場所に通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、当該施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていく。 （１）避難路の整備方針 指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。 ア 道路の整備 道路管理者（港湾管理者）は、指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。 イ 沿道の不燃化	ア 区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたるため、あらかじめ職員の中から避難所主任及び係員を任命する。 イ 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。 （２）避難所開設・運営にあたっての留意事項 避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。 ア 要配慮者への配慮 イ 多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 ウ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 エ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 オ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 カ 災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。 キ 感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。 ク 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 ケ 避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 （３）区内で避難者の受入が困難な場合に備えた対応 ア 他の区への避難の調整 災害想定により、区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない状況が想定される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づき他区の災害時避難所への避難について当該区の区長とあらかじめ調整しておく。 イ 他の区からの避難受け入れの調整 災害時に他区からの避難者の受入要請される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づきあらかじめ受入可能な災害時避難所について、当該区長と調整する。 ９－５ 避難路の整備 避難路は、広域避難場所に通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、当該施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていく。 （１）避難路の整備方針 指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。 ア 道路の整備 道路管理者（港湾管理者）は、指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。 イ 沿道の不燃化

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
都市整備局は、避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。 ９－６ 避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備 （１）避難場所と避難所の周知 「指定緊急避難場所」は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した「指定緊急避難場所」を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては緊急時に当該施設に避難することが不適當である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。 （２）表示板・標識類の整備 ア 広域避難場所の表示板設置 危機管理室は、広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民等に周知するための表示板を設置する。なお、整備及び更新の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った表示板の見方に関する周知に努める。 また、表示板については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。 イ 避難路における広域避難場所への誘導標識設置 危機管理室は、広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。なお、事業者等の協力を得て、デジタルサイネージ等を活用した誘導についても努める。 ウ 災害時避難所の表示板設置 区役所は、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 エ 津波避難ビルの表示板設置 区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 オ 災害時避難所への誘導表示の整備 区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整のうえ整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。 第１０節 避難行動要支援者に関する対策 １０－１ 避難行動要支援者避難支援 避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。 ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助） （ア）自己の安全確保 平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。 （イ）避難行動の確保 災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。 イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助） （ア）自主防災活動の企画、立案 地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、市民等の参加による話し合いなどを通して決定する。 （イ）避難行動要支援者情報の把握	都市整備局は、避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。 ９－６ 避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備 （１）避難場所と避難所の周知 「指定緊急避難場所」は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した「指定緊急避難場所」を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 特に、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては緊急時に当該施設に避難することが不適當である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。 （２）表示板・標識類の整備 ア 広域避難場所の表示板設置 危機管理室は、広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民等に周知するための表示板を設置する。なお、整備及び更新の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であることを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った表示板の見方に関する周知に努める。 また、表示板については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。 イ 避難路における広域避難場所への誘導標識設置 危機管理室は、広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。なお、事業者等の協力を得て、デジタルサイネージ等を活用した誘導についても努める。 ウ 災害時避難所の表示板設置 区役所は、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 エ 津波避難ビルの表示板設置 区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 オ 災害時避難所への誘導表示の整備 区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整のうえ整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。 第１０節 避難行動要支援者に関する対策 １０－１ 避難行動要支援者避難支援 避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。 ア 避難行動要支援者、自らの取組み（自助） （ア）自己の安全確保 平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。 （イ）避難行動の確保 災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。 イ 自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助） （ア）自主防災活動の企画、立案 地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、市民等の参加による話し合いなどを通して決定する。 （イ）避難行動要支援者情報の把握

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。 なお、避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。 （ウ）自主防災活動の実施 地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、市民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの市民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。 ウ 本市の取組み（公助） （ア）地域における活動への支援 地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。 （イ）本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理 本市が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成、毎年更新する^{（注）}。 （注）【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】 ・要介護 3 以上の人 ・要介護 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人 ・重度障がい者 - 身体障がい者 1・2級 - 知的障がい者 A - 精神障がい者 1級 ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級 ・音声・言語機能障がい 3級 ・肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3級 ・人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人 【利用する保有個人情報の項目】 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項 【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置】 プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。 避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、本人の同意を得たうえで、又は条例の定めるところにより、避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。 なお、災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら提供する。 ☐目安 ○震度6弱以上 ○避難準備・高齢者等避難発令時 ☐提供先 ○地域本部 ○その他、区長が認めるもの （ウ）災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備 災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備を図る。	自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。 なお、避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。 （ウ）自主防災活動の実施 地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、市民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの市民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。 ウ 本市の取組み（公助） （ア）地域における活動への支援 地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。 （イ）本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理 本市が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成、毎年更新する^{（注）}。 （注）【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】 ・要介護 3 以上の人 ・要介護 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人 ・重度障がい者 - 身体障がい者 1・2級 - 知的障がい者 A - 精神障がい者 1級 ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級 ・音声・言語機能障がい 3級 ・肢体不自由（下肢・体幹機能障がい） 3級 ・人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人 【利用する保有個人情報の項目】 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項 【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置】 プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。 避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、本人の同意を得たうえで、又は条例の定めるところにより、避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。 なお、災害発生又は発生するおそれのあるときは、以下の目安を参考とし、災害状況を判断しながら提供する。 ☐目安 ○震度6弱以上 ○避難準備・高齢者等避難発令時 ☐提供先 ○地域本部 ○その他、区長が認めるもの （ウ）災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備 災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備を図る。
第 1 1 節 学校園等の避難対策	第 1 1 節 学校園等の避難対策
学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。	学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）																																																																																																																				
1 1－1 学校園等の災害発生時の対策 学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。 （1）授業時間中の対応 ア 教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。 イ 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。 ※自然災害をはじめとする緊急事態全般 （2）授業時間外の対応 ア 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。 イ 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 第 1 2 節 帰宅困難者対策 本市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約109万人（平成27年度国勢調査）にのぼる昼間流入人口を擁しており、加えて買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在しているため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。 大阪市域では、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。 東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況となった。 このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策のなかの重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。 1 2－1 帰宅困難者数の推計 市内の滞留者のうちの帰宅困難者数推計数は次のとおり。 表 行政区ごとの帰宅困難者発生推計数（単位：万人） <table><tr><th>行政区</th><th>北</th><th>都島</th><th>福島</th><th>此花</th><th>中央</th><th>西</th><th>港</th><th>大正</th><th>天王寺</th></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>25. 28</td><td>1. 82</td><td>1. 54</td><td>1. 05</td><td>21. 03</td><td>6. 91</td><td>1. 28</td><td>0. 97</td><td>2. 53</td></tr><tr><th>行政区</th><th>浪速</th><th>西淀川</th><th>淀川</th><th>東淀川</th><th>東成</th><th>生野</th><th>旭</th><th>城東</th><th>鶴見</th></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>1. 83</td><td>1. 27</td><td>3. 72</td><td>2. 31</td><td>1. 06</td><td>1. 22</td><td>1. 06</td><td>1. 77</td><td>0. 96</td></tr><tr><th>行政区</th><th>阿倍野</th><th>住之江</th><th>住吉</th><th>東住吉</th><th>平野</th><th>西成</th><th>合計</th><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>1. 48</td><td>1. 74</td><td>1. 50</td><td>1. 32</td><td>1. 93</td><td>0. 99</td><td>86. 57</td></tr></table> 1 2－2 帰宅困難者対策の方針 （1）事業者等との協力 本市は、平常時から可能な範囲で、一斉帰宅の抑制といった「自助」の活動並びに、行き場のない帰宅困難者の受け入れ（業務・自由目的の来訪者はオフィス・商業施設等、外国人を含む旅行者	行政区	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	帰宅困難者数	25. 28	1. 82	1. 54	1. 05	21. 03	6. 91	1. 28	0. 97	2. 53	行政区	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	帰宅困難者数	1. 83	1. 27	3. 72	2. 31	1. 06	1. 22	1. 06	1. 77	0. 96	行政区	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計			帰宅困難者数	1. 48	1. 74	1. 50	1. 32	1. 93	0. 99	86. 57	1 1－1 学校園等の災害発生時の対策 学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。 （1）授業時間中の対応 ア 教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。 イ 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。 ※自然災害をはじめとする緊急事態全般 （2）授業時間外の対応 ア 校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。 イ 教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 第 1 2 節 帰宅困難者対策 本市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約109万人（平成27年度国勢調査）にのぼる昼間流入人口を擁しており、加えて買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在しているため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。 大阪市域では、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。 東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況となった。 このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策のなかの重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。 1 2－1 帰宅困難者数の推計 市内の滞留者のうちの帰宅困難者数推計数は次のとおり。 表 行政区ごとの帰宅困難者発生推計数（単位：万人） <table><tr><th>行政区</th><th>北</th><th>都島</th><th>福島</th><th>此花</th><th>中央</th><th>西</th><th>港</th><th>大正</th><th>天王寺</th></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>25. 28</td><td>1. 82</td><td>1. 54</td><td>1. 05</td><td>21. 03</td><td>6. 91</td><td>1. 28</td><td>0. 97</td><td>2. 53</td></tr><tr><th>行政区</th><th>浪速</th><th>西淀川</th><th>淀川</th><th>東淀川</th><th>東成</th><th>生野</th><th>旭</th><th>城東</th><th>鶴見</th></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>1. 83</td><td>1. 27</td><td>3. 72</td><td>2. 31</td><td>1. 06</td><td>1. 22</td><td>1. 06</td><td>1. 77</td><td>0. 96</td></tr><tr><th>行政区</th><th>阿倍野</th><th>住之江</th><th>住吉</th><th>東住吉</th><th>平野</th><th>西成</th><th>合計</th><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>帰宅困難者数</td><td>1. 48</td><td>1. 74</td><td>1. 50</td><td>1. 32</td><td>1. 93</td><td>0. 99</td><td>86. 57</td></tr></table> 1 2－2 帰宅困難者対策の方針 （1）事業者等との協力 本市は、平常時から可能な範囲で、一斉帰宅の抑制といった「自助」の活動並びに、行き場のない帰宅困難者の受け入れ（業務・自由目的の来訪者はオフィス・商業施設等、外国人を含む旅行者	行政区	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	帰宅困難者数	25. 28	1. 82	1. 54	1. 05	21. 03	6. 91	1. 28	0. 97	2. 53	行政区	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	帰宅困難者数	1. 83	1. 27	3. 72	2. 31	1. 06	1. 22	1. 06	1. 77	0. 96	行政区	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計			帰宅困難者数	1. 48	1. 74	1. 50	1. 32	1. 93	0. 99	86. 57
行政区	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺																																																																																																												
帰宅困難者数	25. 28	1. 82	1. 54	1. 05	21. 03	6. 91	1. 28	0. 97	2. 53																																																																																																												
行政区	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見																																																																																																												
帰宅困難者数	1. 83	1. 27	3. 72	2. 31	1. 06	1. 22	1. 06	1. 77	0. 96																																																																																																												
行政区	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計																																																																																																														
帰宅困難者数	1. 48	1. 74	1. 50	1. 32	1. 93	0. 99	86. 57																																																																																																														
行政区	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺																																																																																																												
帰宅困難者数	25. 28	1. 82	1. 54	1. 05	21. 03	6. 91	1. 28	0. 97	2. 53																																																																																																												
行政区	浪速	西淀川	淀川	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見																																																																																																												
帰宅困難者数	1. 83	1. 27	3. 72	2. 31	1. 06	1. 22	1. 06	1. 77	0. 96																																																																																																												
行政区	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成	合計																																																																																																														
帰宅困難者数	1. 48	1. 74	1. 50	1. 32	1. 93	0. 99	86. 57																																																																																																														

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
はホテルを基本とする）及び帰宅困難者への情報発信といった「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者の一時的な受け入れ先確保のため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求めるとともに、徒歩帰宅者が無事に帰ることができるように、トイレ、水道水、ラジオ等で知りえた道路情報等の提供などコンビニエンスストア等の協力が得られるように努める。 （２）交通事業者等との協力 国、大阪府、市町村、関西広域連合等は平常時から連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。 具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、広域・基礎自治体の役割を分担して取り組む。 なお、鉄道事業者は発災時には帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、駅利用者を施設内や安全な場所で保護するとともに、施設の安全が確認できない場合は、避難場所への案内等を行う。 １２－３ 企業・事業所等における対策の推進 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。 また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。 １２－４ ターミナル駅周辺の滞留者対策 ターミナル駅が存する区においては、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について、その確保の協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。 特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、行政と協力してマップ、標識等の整備、ICTを活用した情報発信方法の検討等に努めるとともに、これら滞留スペースが様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。 １２－５ 交通情報の入手・伝達方法の確立 本市は、大阪府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を確立しておくとともに、市民等や事業所に対して普及啓発を図る。なお、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供が行えるように取り組む。 また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。 １２－６ 徒歩帰宅者への支援 職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。 本市は、民間事業者等との連携のもと進める下記の取組みが十分に機能するよう、引き続き大阪府・関西広域連合等と連携して対策を進める。具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づいて訓練などを行うこととし、実効性を高めていく取り組みを行う。 （１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援 関西広域連合は、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）を各事業者と締結している。	はホテルを基本とする）及び帰宅困難者への情報発信といった「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者の一時的な受け入れ先確保のため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求めるとともに、徒歩帰宅者が無事に帰ることができるように、トイレ、水道水、ラジオ等で知りえた道路情報等の提供などコンビニエンスストア等の協力が得られるように努める。 （２）交通事業者等との協力 国、大阪府、市町村、関西広域連合等は平常時から連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。 具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、広域・基礎自治体の役割を分担して取り組む。 なお、鉄道事業者は発災時には帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、駅利用者を施設内や安全な場所で保護するとともに、施設の安全が確認できない場合は、避難場所への案内等を行う。 １２－３ 企業・事業所等における対策の推進 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。 また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。 １２－４ ターミナル駅周辺の滞留者対策 ターミナル駅が存する区においては、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援について、その確保の協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。 特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、行政と協力してマップ、標識等の整備、ICTを活用した情報発信方法の検討等に努めるとともに、これら滞留スペースが様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。 １２－５ 交通情報の入手・伝達方法の確立 本市は、大阪府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を確立しておくとともに、市民等や事業所に対して普及啓発を図る。なお、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供が行えるように取り組む。 また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。 １２－６ 徒歩帰宅者への支援 職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。 本市は、民間事業者等との連携のもと進める下記の取組みが十分に機能するよう、引き続き大阪府・関西広域連合等と連携して対策を進める。具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づいて訓練などを行うこととし、実効性を高めていく取り組みを行う。 （１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援 関西広域連合は、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）を各事業者と締結している。

■令和４年 大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編 第１部 予防対策計画 ）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、本市は、関西広域連合、大阪府と連携し、住民に対して適宜啓発ポスター等による周知に努める。 （２）給油取扱所における支援 本市は大阪府とともに、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」）を、大阪府石油商業組合と締結している。 防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。 第１３節 外国人に関する対策 市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。 また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。 １３－１ 防災知識の普及・啓発 災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、外国人に対しても防災知識の普及・啓発活動に努める。 外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努める。 また、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。 来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。 また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。 １３－２ 避難場所等の案内板・標識類の整備 危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。 １３－３ 災害多言語支援センターの設置 経済戦略局は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には、必要に応じた災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置されるよう調整しておく。 国際交流センターは、多言語支援センターの運営にかかる業務を行えるように図っておく。 第１４節 地下空間の浸水避難対策等 地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、ターミナル駅周辺において地下空間の高度利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における耐震性の確保とともに浸水対策の推進を図る。 東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者又は管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。	帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、本市は、関西広域連合、大阪府と連携し、住民に対して適宜啓発ポスター等による周知に努める。 （２）給油取扱所における支援 本市は大阪府とともに、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」）を、大阪府石油商業組合と締結している。 防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。 第１３節 外国人に関する対策 市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。 また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。 １３－１ 防災知識の普及・啓発 災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、外国人に対しても防災知識の普及・啓発活動に努める。 外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努める。 また、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。 来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。 また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。 １３－２ 避難場所等の案内板・標識類の整備 危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。 １３－３ 災害多言語支援センターの設置 経済戦略局は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には、必要に応じた災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置されるよう調整しておく。 国際交流センターは、多言語支援センターの運営にかかる業務を行えるように図っておく。 第１４節 地下空間の浸水避難対策等 地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、ターミナル駅周辺において地下空間の高度利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における耐震性の確保とともに浸水対策の推進を図る。 東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者又は管理者は、大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。	また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。
1 4－1 地下空間の浸水避難対策等	1 4－1 地下空間の浸水避難対策等
（１）地下空間の浸水危険性の啓発・広報 危機管理室及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間の浸水危険性等の各種啓発活動や広報活動等を検討実施するとともに、水害ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図る。	（１）地下空間の浸水危険性の啓発・広報 危機管理室及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間の浸水危険性等の各種啓発活動や広報活動等を検討実施するとともに、水害ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図る。
（２）地下空間浸水対策のための水防体制づくり 地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた避難確保・浸水被害防止計画を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。	（２）地下空間浸水対策のための水防体制づくり 地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた避難確保・浸水被害防止計画を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。
（３）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達 本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。	（３）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達 本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。
（４）迅速かつ確実な避難の確保 地下街等の地下空間管理者は、迅速かつ確実な避難を確保するために、次の必要な措置を講じる。 ア 地下空間の安全性確保 迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。 イ 避難口・避難路の明示 不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。 ウ 緊急避難用の対策 地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にするという特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。	（４）迅速かつ確実な避難の確保 地下街等の地下空間管理者は、迅速かつ確実な避難を確保するために、次の必要な措置を講じる。 ア 地下空間の安全性確保 迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。 イ 避難口・避難路の明示 不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。 ウ 緊急避難用の対策 地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にするという特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。
1 4－2 地下空間の浸水防止対策	1 4－2 地下空間の浸水防止対策
地下街等の管理者は、地下空間の浸水対策として次の対策を行う。	地下街等の管理者は、地下空間の浸水対策として次の対策を行う。
（１）出入口部や換気口における浸水対策 地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パッキの備蓄等を検討する。 また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。	（１）出入口部や換気口における浸水対策 地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パッキの備蓄等を検討する。 また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。
（２）排水施設からの逆流防止 構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。	（２）排水施設からの逆流防止 構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。
（３）電源設備等の浸水対策 電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。 また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。	（３）電源設備等の浸水対策 電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。 また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。
1 4－3 地下空間の津波対策	1 4－3 地下空間の津波対策

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、市及び津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、本市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。 （１）大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、市民等に周知させるため、ア～ウの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。 ア 津波に関する情報の伝達方法 イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 地下街等の施設の名称及び所在地 エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法 （２）地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 ア 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 イ 浸水の防止のための活動に関する事項 ウ 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 エ 防災教育・訓練に関する事項 オ 自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。	民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、市及び津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、本市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。 （１）大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、市民等に周知させるため、ア～ウの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。 ア 津波に関する情報の伝達方法 イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ウ 地下街等の施設の名称及び所在地 エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法 （２）地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 ア 防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項 イ 浸水の防止のための活動に関する事項 ウ 避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項 エ 防災教育・訓練に関する事項 オ 自衛水防組織の業務に関する事項 なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
第 4 章 危険物対策 第 1 5 節 危険物の災害予防対策 危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定める。 1 5－1 危険物の災害予防対策 危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努める。 （１）立入検査の実施 各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。 なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。 （２）移動タンク貯蔵所等の街頭取締 危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。 （３）危険物取扱者等に対する指導教育 危険物取扱者等関係者に対し適宜、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。 （４）危険物防火協議会の育成 危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を	第 4 章 危険物対策 第 1 5 節 危険物の災害予防対策 危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定める。 1 5－1 危険物の災害予防対策 危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努める。 （１）立入検査の実施 各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。 なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。 （２）移動タンク貯蔵所等の街頭取締 危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。 （３）危険物取扱者等に対する指導教育 危険物取扱者等関係者に対し適宜、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。 （４）危険物防火協議会の育成 危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を

■令和４年　大阪市地域防災計画の修正素案（新旧対照表・対策編　第１部　予防対策計画　）	
旧（令和４年４月）	新（修正素案）
通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。 （５）屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等 ア　保守、点検の実施 （ア）定期保安検査　容量10,000k1以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。 （イ）臨時保安検査　容量1,000k1　以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が100分の１以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。 （ウ）定期点検 ①外部点検　指定数量の200倍以上のタンクは１年に１回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。 ②内部点検　上記点検に加えて、容量1,000k1以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。 イ　沈下測定の実施 上記（ウ）①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。 ウ　基礎修正 上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の200倍以上で容量1,000k1未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の１以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。 エ　敷地外流出防止対策 防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。 １５－２　指定可燃物等の災害予防対策 指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。 １５－３　高圧ガスの災害予防対策 高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。 １５－４　火薬類の災害予防対策 大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における危害防止体制の確立、保安意識の高揚を図る。 １５－５　劇物毒物の災害予防対策 毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。 １５－６　管理化学物質の災害予防対策 管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 １５－７　石油コンビナート等の災害予防対策	通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。 （５）屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等 ア　保守、点検の実施 （ア）定期保安検査　容量10,000k1以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。 （イ）臨時保安検査　容量1,000k1　以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が100分の１以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。 （ウ）定期点検 ①外部点検　指定数量の200倍以上のタンクは１年に１回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。 ②内部点検　上記点検に加えて、容量1,000k1以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。 イ　沈下測定の実施 上記（ウ）①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。 ウ　基礎修正 上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の200倍以上で容量1,000k1未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の１以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。 エ　敷地外流出防止対策 防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。 １５－２　指定可燃物等の災害予防対策 指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。 １５－３　高圧ガスの災害予防対策 高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。 １５－４　火薬類の災害予防対策 大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における危害防止体制の確立、保安意識の高揚を図る。 １５－５　劇物毒物の災害予防対策 毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。 １５－６　管理化学物質の災害予防対策 管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 １５－７　石油コンビナート等の災害予防対策

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。 （１）事業所の防災体制の強化 事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。 ア 異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。 イ 自衛防災組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。 ウ 夜間及び休日における防災体制を確立すること。 エ 防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。 （２）隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立 災害発生 of 未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。 第 1 6 節 火災対策 地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合 of 初期消火体制 of 充実・強化を図っていく。 また、阿倍野防災センターにおける地震の発生から初期消火や安全に避難するまでの一連 of 行動についての体験学習をはじめ啓発パンフレットの配付等、防災の観点から市民等の火災予防に関する知識 of 普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。 1 6－1 出火防止 消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識 of 向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。 （１）市民等の火気取扱いに係る意識 of 向上 出火防止 of 啓発として、春・秋 of 火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間 of 展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導 of 実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会 of 開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識 of 向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。 （２）火気使用設備・器具 of 安全化及び周囲 of 可燃物 of 整理 火気使用器具 of 転倒防止措置 of 促進、ストーブ等の火気器具 of 周囲にある可燃物除去を指導する。 （３）電気設備 of 安全化 変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備 of 点検、整備 of 励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。 （４）危険物取扱設備等の安全化 危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。 （５）化学薬品等取扱施設 of 安全化 化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。 （６）百貨店や多量 of 火気を使用する事業者に対して of 指導 火気使用設備・器具 of 固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。 1 6－2 初期消火	石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。 （１）事業所の防災体制 of 強化 事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。 ア 異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。 イ 自衛防災組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。 ウ 夜間及び休日における防災体制を確立すること。 エ 防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。 （２）隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制 of 確立 災害発生 of 未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。 第 1 6 節 火災対策 地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合 of 初期消火体制 of 充実・強化を図っていく。 また、阿倍野防災センターにおける地震の発生から初期消火や安全に避難するまでの一連 of 行動についての体験学習をはじめ啓発パンフレットの配付等、防災の観点から市民等の火災予防に関する知識 of 普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。 1 6－1 出火防止 消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識 of 向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。 （１）市民等の火気取扱いに係る意識 of 向上 出火防止 of 啓発として、春・秋 of 火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間 of 展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導 of 実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会 of 開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識 of 向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。 （２）火気使用設備・器具 of 安全化及び周囲 of 可燃物 of 整理 火気使用器具 of 転倒防止措置 of 促進、ストーブ等の火気器具 of 周囲にある可燃物除去を指導する。 （３）電気設備 of 安全化 変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備 of 点検、整備 of 励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。 （４）危険物取扱設備等の安全化 危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。 （５）化学薬品等取扱施設 of 安全化 化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。 （６）百貨店や多量 of 火気を使用する事業者に対して of 指導 火気使用設備・器具 of 固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。 1 6－2 初期消火

旧（令和 4 年 4 月）	新（修正素案）
消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。 （１）家庭等への消火器具の普及 火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。 （２）消防用設備等の耐震性の保持 関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。 （３）市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化 地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。 １ 6－３ 防火教育 消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。 （１）市民等に対する啓発 防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。 （２）重要な施設管理者に対する教育 百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。 ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進 イ 自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成 第 1 7 節 危険物等海上排出災害予防対策 港湾管理者は関係機関と連携して、危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止を行う。 １ 7－１ 危険物等海上排出災害予防対策 危険物等海上排出災害予防対策 ア 防災関係機関相互の連絡体制の整備 「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておく。 イ 排出油の拡散防止 大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整える。 ウ 立入検査の実施 検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。 なお、船舶及び舟そう検査は消防法第 4 条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密にして行う。 （ア）ポンプ設備の整備点検 （イ）配管及びホースの維持管理 （ウ）消火設備の適正配置 （エ）荷役時の危険物取扱者等の立会 （オ）オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備 （カ）荷役時のオイルフェンスの展張励行 （キ）油槽等からの漏洩点検 （ク）可燃性ガス検知器の常備 （ケ）その他火災予防に関すること	消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。 （１）家庭等への消火器具の普及 火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。 （２）消防用設備等の耐震性の保持 関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。 （３）市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化 地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。 １ 6－３ 防火教育 消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。 （１）市民等に対する啓発 防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。 （２）重要な施設管理者に対する教育 百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。 ア 防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進 イ 自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成 第 1 7 節 危険物等海上排出災害予防対策 港湾管理者は関係機関と連携して、危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止を行う。 １ 7－１ 危険物等海上排出災害予防対策 危険物等海上排出災害予防対策 ア 防災関係機関相互の連絡体制の整備 「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておく。 イ 排出油の拡散防止 大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整える。 ウ 立入検査の実施 検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。 なお、船舶及び舟そう検査は消防法第 4 条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密にして行う。 （ア）ポンプ設備の整備点検 （イ）配管及びホースの維持管理 （ウ）消火設備の適正配置 （エ）荷役時の危険物取扱者等の立会 （オ）オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備 （カ）荷役時のオイルフェンスの展張励行 （キ）油槽等からの漏洩点検 （ク）可燃性ガス検知器の常備 （ケ）その他火災予防に関すること